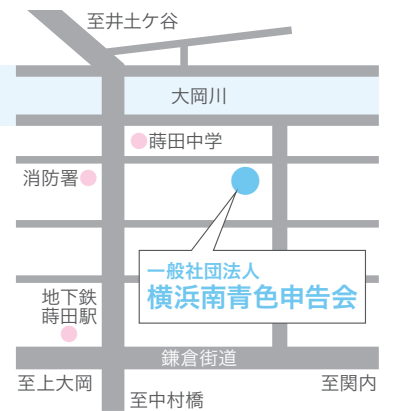




発行所
一般社団法人
横浜南青色申告会

〒232-0017
横浜市南区宿町2-44-6
電話：713-3111(代)
FAX：721-5782
発行人：武田 勝
編集責任者：忠田 伸一
広報委員長：忠田 伸一

発行月(年6回発行)：1月・4月・6月・8月・10月・12月

第25回 通常総会のお知らせ

- 日程：5月25日(水)
- 開会：15時30分
- 会場：(一社)横浜南青色申告会館
(横浜市南区宿町2-44-6)

総会は、代議員総会となっております。正会員の方は、総会に出席し意見を述べることができます。議決権は代議員となりますのでご了承ください。

●会館休館のお知らせ●

5月25日(水)は、第25回通常総会開催のため、休館させていただきます。皆様には大変ご迷惑をおかけすることになりますが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

●会費の口座振替のお知らせ●

5月18日(水)は、会費の口座振替日です。前日までに預金口座へのご入金をよろしくお願いいたします。

年払い(5月期) 19,200円
半年払い 9,600円

5 6 月の予定

- 5月10日(火) 無料税務相談(予約制)
(青申会 13時～16時)
- 5月19日(木) 三役会
理事会 (青申会 13時)
(青申会 14時)
- 5月25日(水) 通常総会
(青申会 15時30分)
- 6月10日(金) 無料税務相談(予約制)
(青申会 13時～16時)
- 6月21日(火) 三役会
理事会 (青申会 13時)
(青申会 14時)

支部等行事予定表

- 6月
- 14日(火) 寿支部 定例役員会 (青申会 14時)
- 23日(木) 金沢支部 定例役員会 (洲崎町内会館 18時)

遊ぶ! 癒される! 泊まる! 今すぐチェック!

施設をお得に利用できる
優待割引券
配布中

ホームページ・facebookでは期間限定等のお得な情報を発信しています!

あいろ優待サービス 検索

https://www.facebook.com/airo.kanagawaken.service/

令和4年1月21日から3月15日までの期間、東京地方税理士会横浜南支部の協力を得て決算個別指導会を横浜南青色申告会館で開催し、延べ2,249名の会員の方が来所されました。会場では、OCRによる青色申告会指導システムや会計ソフト「ブルーリターンA」が利用され、1,226名の方にe-Taxをご利用いただきました。当会では、e-Tax利用に当たり、マインバーカードの取得を推進し、結果として来所会員のうち取得者は1,128名と前年に比べ増加いたしました。なお、来年よりe-Taxの代理送信は廃止させていただきますので、未だマインバーカードを取得されて

いない方につきましては、お早めにご取得いただきますようお願いいたします。また、期間中は混雑した日もあり来所された会員の皆様にはご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。今後待ち時間短縮に向け改善を図ってまいります。当指導会では限られた日数、指導人員で行っておりますので、会員の皆様におかれましては、記帳等にご不明な点がある方は、お早めに事務局へご来所ください。また、ご協力をよろしくお願いいたします。

受付時間

月曜日から金曜日
(祝日を除く)

- 午前9時から11時
- 午後1時から3時30分

※混雑した場合は、途中で受付を締切ることがございます。

とがある方は、お気軽に事務局へご来所ください。当会では、会員の皆様にご満足いただけるよう、記帳指導以外にも様々な活動を行っておりますので是非、ご利用ください。

令和3年分決算個別指導会を開催

入会のお勧めにご協力を!

あなたの街に
あなたの近くに
青色申告会

ご紹介ください

- ◆近所の事業主の方
- ◆ご同業の事業主の方

当会では、青色申告の普及と会員増強をはかるため、会員の皆様のお知り合いの事業主のご紹介をお願いしております。ご紹介の方が入会されますと、ご紹介いただいた会員のの方に記念品をさしあげております。当会では、記帳、決算のご相談、会員相互の親睦を目的とした研修旅行など、幅広い活動を行っております。一人でも多くの会員の増強により、税制改正運動などに大きな力を発揮させていただきたいと存じます。

ぜひ、会員の皆様から同業者の方などへ青色申告と会入の会入のお勧めをいただきまして、当会へご紹介ください。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

**当会来所時に
会員カードのご提示をお願いします。**

当会来所時、受付に右図の会員カードのご提示をお願いいたします。お持ちでない場合は、来所時、事務局職員にお申し出ください。よろしくお願いいたします。

会員カード

所属支部	寿・大田・鎌倉・磯子・金沢・東横・茅ヶ崎・津
会員名	
会員番号	
利用区分	BRA・OCR・書面・その他()

一般社団法人 横浜南青色申告会
住所 〒232-0017 横浜市南区宿町2-44-6
電話 045-713-3111



予定納税の納付をお忘れなく

① 予定納税の概要

その年の5月15日現在において確定している前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上である場合、その年の所得税及び復興特別所得税の一部をあらかじめ納付するという制度があります。この制度を予定納税といいます。

② 予定納税基準額の計算方法

予定納税基準額（特別農業所得者以外）は、次の(1)又は(2)のようになります。
(1) 次のいずれにも該当する人は、その人の前年分の申告納税額がそのまま予定納税基準額となります。

イ 前年分の所得金額のうちに、山林所得、退職所得等の分離課税の所得（分離課税の上場株式等の配当所得等を除きます。）及び譲渡所得、一時所得、雑所得、平均課税を受けた臨時所得の金額（以下「除外所得の金額」といいます。）がないこと。

ロ 前年分の所得について外国税額控除の適用を受けていないこと。

ハ 前年分の所得税について災害減免法の規定の適用を受けていないこと。

(2) 上記(1)に該当しない人は、前年分の課税総所得金額及び分離課税の上

場株式等に係る課税配当所得等の金額に係る所得税額（除外所得の金額がある場合には、除外所得の金額がなかったものとみなして計算した金額とします。また、災害減免法の規定の適用を受けている場合には、その適用がなかったものとして計算した金額とします。）から源泉徴収税額（除外所得の金額に係るものを除きます。）を控除して計算した金額及び当該金額の復興特別所得税額の合計額が予定納税基準額となります。

左記(1)又は(2)の予定納税基準額が15万円以上になる人は、予定納税が必要になります。予定納税額は、所轄の税務署長からその年の6月15日までに、書面で通知されます。

③ 予定納税の納付額及び納付期間

予定納税は、予定納税基準額の3分の1の金額を、第1期分として7月1日から7月31日までに、第2期分として11月1日から11月30日までに納めることになっています。（特別農業所得者以外）

④ 予定納税の減額申請

その年の6月30日の現況で所得税及び復興特別所得税の見積額が予定納税基準額よりも少なくなる人は、7月15日までに所轄の税務署長に「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。詳しくは、青色申告会事務局（713-3111）までお問合せください。

！ 確定申告を間違えたとき ！

法定申告期限後に計算違いなど、申告内容の間違いに気が付いた場合は、次の方法で訂正してください。

① 納める税金が多過ぎた場合や還付される税金が少な過ぎた場合

更正の請求という手続ができる場合があります。この手続は、更正の請求書を税務署長に提出することにより行います。更正の請求書が提出されると、税務署ではその内容の検討をして、納め過ぎの税金がある等（繰越損失の金額が増える場合を含む。）と認めた場合には、減額更正（更正の請求をした人にその内容が通知されます。）をして税金を還付または繰越損失の金額を増加することになります。よって、所得金額の増減や所得控除の追加があっても、最終的な税額または繰越損失の金額に異動がない場合は、更正の請求はできません。更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

② 納める税金が少な過ぎた場合や還付される税金が多過ぎた場合

この場合には、修正申告により誤った内容を訂正します。
修正申告をする場合には、次の点に注意してください。

イ 誤りに気がついたらできるだけ早く修正申告してください。

税務署の調査を受けた後で修正申告をしたり、税務署から申告税額の更正を受けたりすると、新たに納める税金のほかに過少申告加算税がかかります。この過少申告加算税の金額は、新たに納めることになった税金の10%相当額です。ただし、新たに納める税金が当初の申告納税額と50万円とのいずれか多い金額を超えている場合、その超えている部分については15%になります。

(注) 1 税務署の調査を受ける前に自主的に修正申告をすれば、過少申告加算税はかかりません。（ただし、平成29年1月1日以後に法定申告期が到来するもの（平成28年分以後）については、調査の事前通知の後にした場合は、50万円までは5%、50万円を超える部分は10%の割合を乗じた金額の過少申告加算税がかかります。）

(注) 2 確定申告が期限後申告の場合は無申告加算税がかかる場合があります。

ロ 新たに納める税金は、修正申告書を提出する日が納期限となりますので、その日に納めてください。

ハ この場合、納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

横浜南青色申告会の主な活動内容

当会では会員の皆様へ、次のような活動を行っています。

□ 記帳指導

＊各種記帳方法に対応した記帳指導を年間を通じて行っています。記帳の事でお分かりにならないことがある方は、お気軽に当会事務局にご来所ください。
＊OCR（光学式文字読取装置）を利用した記帳支援サービスを行っています。専用の伝票に日常取引を記入し、OCRを利用すると複式簿記の帳簿等を作成することができます。

□ 源泉指導

＊源泉所得税の納付等の指導、年末調整指導を行っています。

□ 決算指導

＊毎年2月1日から3月15日の間、当会館にて決算個別指導会を開催しています。開催期間中、OCRによる青色申告会指導システムと会計ソフト「ブルーリターンA」を利用したe-Tax（国税電子申告・納税システム）のサポートもさせていただきます。

□ 研修会・説明会

＊毎年4月、青色学校（複式簿記講座）を開校しています。その他税制改正説明会等各種説明会・研修会を随時開催しています。

□ 労働保険

＊従業員の労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続き、建設業の一人親方労災の加入手続きを行っています。従業員を1人でも雇っていると、労働保険への加入義務があります。加入手続きについては当会事務局にお問い合わせください。

□ 無料個別相談

無料税務相談

＊税理士による予約制の無料税務相談を行っています。日時等詳しいことは当紙4面お知らせコーナーをご覧ください。

無料法律相談

＊弁護士による予約制の無料法律相談を行っています。相談ご希望の方は、当紙4面お知らせコーナーをご覧ください。

□ 金融斡旋

＊日本政策金融公庫など、低利で有利な小規模企業向けの制度融資の斡旋をしています。
＊その他、無担保、無保証の融資の制度内容や手続きの仕方などを紹介しています。

□ 会員福祉

＊小規模企業共済など、事業主や従業員のための国の退職金制度を取扱っています。小規模企業共済の納付掛金は全額、所得控除に該当しますので所得税と住民税の節税に繋がります。加入手続きにつきましては、当会事務局にお問い合わせください。
＊毎年秋に生活習慣病予防健診を実施しています。低廉な価格で健康診断を受けることができます。
＊個人で加入するより割安な共済制度や各種保険のご案内をしています。

□ 親睦・レクリエーション

＊日帰り旅行や各種レクリエーション、女性部の研修会等を実施しています。

□ 税制改正運動

＊青色申告会は個人事業者の立場で税制改正要望運動を展開しています。

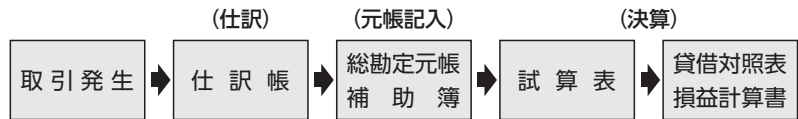
青色申告に必要なこと

青色申告は、日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その記帳に基づいて正しい申告をすることで、税金の面で様々な特典を受けることができる制度です。

◇ 記帳
青色申告の方は、原則として、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳を行わなければなりません。簡易簿記で記帳してもよいことになっています。

1 正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）による記帳

記帳の流れについては、次のとおりです。



① 仕訳帳

仕訳帳は、すべての取引の勘定科目を決めるとともに、借方及び貸方に仕訳するための帳簿であり、取引の発生順に取引年月日、内容、勘定科目及び金額を記載します。

② 総勘定元帳

総勘定元帳は、すべての取引を勘定科目の種類別に分類して整理及び計算する帳簿であり、勘定科目ごとに取引の年月日、相手方の勘定科目及び金額を記載します。

2 簡易帳簿による記帳

帳簿の種類は、行う業務の内容により異なりますが、標準的な簡易帳簿の種類は次のとおりです。

①現金出納帳 ②売掛帳 ③買掛帳 ④経費帳 ⑤固定資産台帳

ただし、上記5つの簡易帳簿だけでは、最高55万円の青色申告特別控除の適用は受けられません（最高10万円の青色申告特別控除の適用は受けられます）。正規の簿記の原則（一般的には複式簿記を言います。）により記帳し、その帳簿に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに期限内提出の確定申告書に添付した場合は、55万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

なお、55万円の青色申告特別控除の適用要件に加えて e-Tax による申告又は電子帳簿保存を行うと、65万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

※青色申告者以外（白色申告の方）でも、記帳・帳簿等の保存義務があります。

◇ 帳簿書類の保存 青色申告の方の帳簿書類の保存期間は以下のとおりです。

保存が必要なもの			保存期間
帳簿	現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳、仕訳帳、総勘定元帳など		7年
書類	決算関係書類	損益計算書、貸借対照表、棚卸表など	7年
	現金預金取引等関係書類	領収証、小切手控、預金通帳、借用証など	7年 (前々年分所得が300万円以下の方は、5年)
	その他の書類	取引に関して作成し、又は受領した上記以外の書類（請求書、見積書、契約書、納品書、送り状など）	5年

※ 保存期間は、帳簿についてはその閉鎖の日の属する年の翌年3月15日の翌日から7年間、書類についてはその作成又は受領の日の属する年の翌年3月15日の翌日から7年間（又は5年間）となります。

市税の納期限・納付方法について

●個人市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）の納期限

納付月	税目	納期限
令和4年 4月	固定資産税・都市計画税（第1期分）	5月2日（月）
5月	軽自動車税（種別割）	5月31日（火）
6月	個人市民税・県民税（普通徴収 第1期分）	6月30日（木）
7月	固定資産税・都市計画税（第2期分）	8月1日（月）
8月	個人市民税・県民税（普通徴収 第2期分）	8月31日（水）
10月	個人市民税・県民税（普通徴収 第3期分）	10月31日（月）
12月	固定資産税・都市計画税（第3期分）	1月4日（水）
令和5年 1月	個人市民税・県民税（普通徴収 第4期分）	1月31日（火）
2月	固定資産税・都市計画税（第4期分）	2月28日（火）

個人市民税・県民税の特別徴収分は、前月徴収分を、毎月10日（10日が土曜、日曜又は祝日にあたるときは、日曜又は祝日の翌日）までに納入してください。また、法人市民税については、事業年度終了後2か月以内に申告のうえ、その税額を納付していただきます。

●市税の納付方法

スマホ決済 ペイジー納付 クレジット納付(*) 口座振替納付

金融機関窓口での納付 コンビニエンス・ストアでの納付

※ クレジット納付は、税額に応じてシステム利用料がかかります。

対象税目

- 個人市民税・県民税（普通徴収分）
- 固定資産税・都市計画税（土地、家屋分）
- 固定資産税（償却資産分）
- 軽自動車税（種別割）（口座振替納付は対象外）

詳細については
横浜市ウェブサイトをご確認ください。

横浜市税 納付方法

検索



●地方税共通納税システム

地方税共通納税システムとは、eLTAXを使用した電子納税の仕組みです。全ての都道府県、市区町村へ自宅や職場のパソコンから電子納税を行うことができます。さらに、複数の地方公共団体に対して、それぞれの税目ごとに一括で納付・納入が可能となっています。

利用可能な税目

- 法人市民税
- 事業所税
- 個人市民税・県民税（特別徴収分、退職所得分）など

ご利用方法等の詳細は
eLTAXウェブサイトをご覧ください。

エルタックス

検索



特集

消費税 インボイス制度⑤

記載に当たっての留意点

POINT 仕入明細書等による対応

- 適格請求書等保存方式においても、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます。
- その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、現行と同様、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要です。

【例】

② 課税仕入れの相手方の登録番号

●●(株)御中 《4月分》 ○年○月○日				
登録番号 T 123456...				
○ 送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします				
支払金額合計 229,000円				
月	日	取引	仕入金額（税抜）	
4	1	食品※	8%	2,000
		日用品	10%	600
	3	食品※	8%	5,900
		日用品	10%	30,000
...	...	...	...	...
合計		仕入金額	消費税率等	
		8%対象	100,000円	8,000円
		10%対象	110,000円	11,000円

※印は軽減税率対象商品

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

【その他の確認を受ける方法の例】

- ・書類上に確認済みの署名等をもらう
- ・受発注に係るオンラインシステムで確認を受ける機能を設ける
- ・電子メールで確認した旨の返信を受ける

仕入明細書等の記載事項

- ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

POINT 複数の書類による対応

- 適格請求書とは、一定の事項が記載された請求書、納品書等これらに類するものをいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。
- 例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】

⑥ (株)〇〇御中 ××年11月1日

② 10月分 (10/1～10/31) 109,200円 (税込)

納品書番号	金額
No.0011	11,960円
No.0012	7,640円
No.0013	9,800円
...	...
合計	109,200円 (消費税 9,200円)

④ 10%対象 66,000円 (消費税 6,000円)

⑤ 8%対象 43,200円 (消費税 3,200円)

① 登録番号 T 1234567890123

△△商事(株)

③ 納品書番号 (関連の明確化)

納品No.0013

納品No.0012

納品書

納品No.0011

納品書

(株)〇〇御中 △△商事(株)

下記の商品を受領いたします。

××年10月1日

品名	金額
牛肉※	5,400円
じゃがいも※	2,160円
割り箸	1,100円
ビール	3,300円
合計	11,960円

※印は軽減税率対象商品

記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

※ 例えば、事務所の賃貸借のように、通常、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書の交付がされない取引の場合、適格請求書の記載事項の一部（課税資産の譲渡等の年月日以外の事項）が記載された契約書及び通帳又は銀行が発行した振込金受取書（課税資産の譲渡等の年月日を示すもの）を合わせて記載事項を満たしていれば、これらの書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

POINT 適格請求書に係る電磁的記録（電子インボイス）

- 適格請求書は、書面での交付に代えて、電磁的記録（電子データ）で提供することができます（電子インボイス）。
- 適格請求書に係る電磁的記録の記録事項は、書面で適格請求書を交付する場合と同じです。
- 適格請求書に係る電磁的記録の提供方法として、例えば、受発注に係るオンラインシステムを介した連絡（いわゆる EDI 取引）、電子メール送信、インターネット上のサイトを通じた提供、記録用媒体での提供などがあります。



特集インボイス制度



国税庁動画チャンネル
【消費税インボイス塾】

お知らせコーナー

納期のお知らせ

- ◎ 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付 納期限 5月 2 日
- ◎ 自動車税の納付 納期限 5月31日
- ◎ 軽自動車税の納付 納期限 5月31日
- ◎ 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付 納期限 5月31日

無料税務相談(予約制)

- 【日 程】 5月10日(火) 6月10日(金)
- 【担 当】 東京地方税理士会横浜南支部所属税理士
- 【場 所】 横浜南青色申告会館
- 【時 間】 午後1時より午後4時まで
- 【相談時間】 概ね 30 分程度
- 【申込方法】 横浜南青色申告会事務局(713-3111)へお電話にてお申込みください。

無料法律相談(予約制)

- 【担 当】 沢藤総合法律事務所所属弁護士
- 【場 所】 沢藤総合法律事務所
- 【相談時間】 概ね 30 分程度
- 【申込方法】 横浜南青色申告会事務局(713-3111)へお電話にてお申込みください。

各支部総会開催要領変更のお知らせ

第717号(令和4年2月7日発行)にてお知らせしました各支部総会につきまして、未だに新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大の収束が見通せない中、まずは会員の皆様方の安全と健康を第一に考え、昨年度同様、当会会員のうち代議員資格のある方による書面総会とさせていただきますのでご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

2022年度 国税庁経験者(国税調査官級)募集

Pride of the Specialist ~ 公平な世の中を創る、志 ~

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

人事院では、30歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験(国税調査官級)」を実施しています。試験の概要については下記のとおりです。
 なお、採用後は、税務大学校において約3か月の研修後、各国税局(国税事務所)が管轄する税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。
 興味のある方は、東京国税局総務部人事第二課試験係までお気軽にお問合せください。

記

試験概要 2022年度の試験概要については、令和4年7月以降に人事院及び国税庁ホームページへ掲載される予定です。

問合せ先 東京国税局総務部人事第二課試験係(TEL 03-3542-2111 内線 2162・2163)

【参考：2021年度の実施状況】

- ◇最終合格者数(全国)：94名
- ◇受験資格：2021年4月1日において、大学等(短期大学を除く。)を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
- ◇試験日程：
 - (1) 受験申込受付期間 8月
 - (2) 試験実施期間 10月から12月まで
 - (3) 最終合格発表 12月下旬

※ 試験概要等の詳しい情報は、東京国税局ホームページ「採用関係お役立ちリンク集」をご確認ください。
【問合せ先】 東京国税局 総務部 人事第二課 試験係
 (代表) 03-3542-2111 内線 2162



● 住所変更手続き等のお願い ●

転居や廃業された方、その他変更事項がある方は、青色申告会事務局(713-3111)へご連絡の上、手続きをお願いします。手続きをいただかないと、住所変更等を行うことができません。退会される場合は、必ず所定の退会届出書を青色申告会事務局へご提出ください。

謹んでお悔やみます。

◆ 磯子支部 豊島 雄吉 様
 ◆ 港南支部 若林 秀幸 様
 ◆ 磯子支部 嘉勝 様

【本人死亡】

共済事業報告

歓迎 新入会員 令和4年 2・3月度

- 【寿】 楠見 浩美 お好み焼きカフェ 叶 お好み焼き(事)南区
- 西村 矩征 運送業(事)南区
- 鈴木 憲幸 GC企画 運送・自動車売買(事)南区
- 山田 青依 マッサージ業(事)南区
- 【大岡】 大山 美樹 居酒屋(事)中区
- 竹元 裕詞 テイクテック 防水業(事)南区
- 木村 大志 建築業(事)南区
- 【港南】 川崎 一美 5628Cafe 飲食業(事)港南区
- 谷口 誠 T・M・S 運送・電気(事)港南区
- 木村 隆 造園・外構(事)港南区
- 【磯子】 鈴木 靖子 ピアニスト(事)磯子区
- 森 晃夫 ラブリークリーニング森店 クリーニング取次(事)磯子区
- 【金沢】 大貫 誠二 TKhome 建築リフォーム業(事)金沢区

(敬称略)

※ここで紹介している新入会員は、本紙に掲載希望の方のみ掲載させていただいております。

クリーニングの
ANDO

20%OFF大セール!

4/30(土)~5/8(日)

Yシャツ・特殊品は除きます

【駐車場有】

井土ヶ谷上町 21-36 (南郵便局前)

☎ **731-0128** (水曜日定休)

※京洗・毛皮・布団・洋服のお直し

お気軽にどうぞ!!

安心 安全

国がつくった
小規模企業共済
 こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの?

退職金の準備を
 中小機構が
 お手伝いします

制度の特長

① 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

② 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

③ 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00~17:00

Be a Great Small.
 中小機構

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
 詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

小規模共済

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
 24時間いつでもチャットで質問可能です



2021.6

中小企業・小規模事業者向け

検索に**超**強い

ホームページ

つくります

産業Navi

詳細情報
 資料請求



同封のチラシにて

一般財団法人産業NAVI

◆ 青色だより ◆

発行月変更のお知らせ

令和4年4月より当会の広報紙「青色だより」の発行月を4月・6月・8月・10月・12月・1月に変更させていただきます。
 ご了承くださいますようお願い申し上げます。